

4熊情審第10004-1号
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、令和3年12月28日付3熊保育第2241号により行ったその存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月20日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が応募事業者から収集した虐待を受けた児童の個人情報を用いて、委員会内で検討、議論した内容を記録した情報。

・虐待を受けた児童の個人情報は個人情報保護条例第7条第4項に規定する個人情報であるため、当該個人情報が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の目的の達成に必要な個人情報であることから当然、委員会内で当該個人情報を用いて検討、議論等がなされているはずである。また、請求する記録は熊取町が作成したものに限らず、委員が作成したものも含む。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第9条及び第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月28日付3熊保育第2241号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び補充意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 条例第9条において「公開の請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されると認められるときは、実施期間は、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる」と規定されている。
- (2) 公開を請求した情報は、町立保育所民営化移管先事業者選定事務（以降「選定事務」という）の委員会内で検討、議論した内容を記録した情報である。
- (3) 情報公開において個人情報とはならない情報であるが、それは、条例第8条の規定に基づき個人情報に該当する部分を除いて情報の部分公開を行えば事足りることであり、個人情報を理由に当該情報の存否を明らかにしない理由にはなりえない。
- (4) 委員会は、原則公開されるべきであるところ、当委員会は非公開で行われているが、移管先事業者が選定された現在においては、その非公開とした理由も消滅している。
- (5) 以上の理由から、本件処分は不当であり、その取り消しと情報公開決定を改めて求めるというものである。

3 実施機関の弁明に対する反論

- (1) 委員会の会議録を公開すれば、応募事業者の中に虐待を受けた児童がいることを肯定し公表することとなる、と町は主張しているが、XXXXXXXXXXは「選定事務において応募事業者から虐待を受けた児童の個人情報を収集しており、当該個人情報は個人情報取扱登録簿の思想、信仰、信条等の欄の「その他」の項目に該当する」とすでに認めている。
- (2) 理由説明書（3熊保育第2697号、3熊保育第2699号、3熊保育第2700号及び3熊保育第2702号）で、虐待を受けた児童の個人情報は、民営化移管先事業者を選定するために必要なものであると認めている。つまり応募事業者の中に虐待を受けた児童がいることを町が公にしていることと同義で、存在自体を回答すべきでないとした町の論理は矛盾している。
- (3) 「情報の性質を勘案し、部分的であっても公開する自体について、消極的に取り扱うべきもの」と町は主張しているが、条例第8条（情報の部分公開）の規定は、町の主張の根拠とはならない。
- (4) 「委員会の内容に関しては、会議録として、ホームページ等において、会議結果の概要を公表しており、それ以上の情報も、また、それ以下の情報もない。」と主張しているが、これは、会議結果の概要以外の情報は町に存在しないということを認めているのと同義であることから、存否不応答の決定はできないと考える。

(補充意見書より)

- (5) 「委員会内で検討、議論した内容を記録した情報」の公開を求めており、理由説明書（第2695号）において「会議結果の概要を公表しており、それ以上の情報も、また、それ以下の情報もない。」と情報が存在しないことをすでに町は認めている。

第4 実施機関の主張

実施機関が、存否不応答決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

- (1) 第2241号での請求は、虐待を受けた児童の個人情報であり、一般には存在自体も知られたくないものとする。単なる個人情報ではなく、虐待という極めて繊細な情報であることから、その取扱いは慎重かつ厳格に行うべきものである。請求にいう個人情報は、全体的に前述のとおり取り扱うべき情報であり、個人情報に該当する部分を除けば部分公開で事足りるというものではないとする。情報の性質を勘案し、たとえ部分的であっても公開する自体について、消極的に取扱うべきものとする。
- (2) 委員会については、町立保育所の民営化移管先の選定に係る審議を行う組織であり、公開することにより、場合によっては傍聴人から威圧を感じ、委員の自由かつ率直な意見交換が阻害される恐れがあることから、本町「審議会等公開指針」に基づき、非公開での開催としたものである。また、委員会では、応募事業者の保育所運営のノウハウや経営に関する情報など、企業秘密に相当する情報が提示されるため、内容によっては存在自体を明かすことで、応募事業者の競争上の地位や正当な利益も害する恐れがある。
- (3) 選定後であっても、その理由が消滅することはない。また、委員会の内容に関しては、会議録として、ホームページ等において、会議結果の概要を公表しており、それ以上の情報も、また、それ以下の情報もない。
- (4) 委員会の委員には、非常勤特別職職員として、個人情報保護条例第9条の2の規定に基づき、守秘義務が課されており、会議内容については、秘密とされている。
- (5) 委員会では、請求にあるとおり、虐待を受けた児童の個人情報を用いて、とあることから、公開・非公開を判断する以前の問題として、存在自体を回答しないことが適切とする。

(補充理由説明書より)

- (6) 民営化移管先事業者の選定においては、審査の視点として、虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか、を掲げ、事業計画書では、虐待等が疑われる子どもへの対応を問うていた。
- (7) 前述の対応については、事業者のノウハウ、企業秘密であり、存在自体を明かすことで、当該ノウハウの取得が危惧されるなど、事業者の事業活動上の正当な利益や競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第6条により保護されるべき利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなることから、存否不応答としたもの。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は条例、条例第3条で明記するように、情報の公開を

請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、同条例第6条及び第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

条例第9条の規定により、当該公開の請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、同第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開された場合と同様に害されることとなるかが争点である。

3 本件処分の妥当性について

実施機関によると、条例第6条及び第7条により保護されるべき利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなる、とある。また、当該委員会は非公開での開催であるから、実施機関の主張のとおり委員会内で検討、議論した内容は公開することはできないと考える、とある。

しかしながら、会議が非公開であっても、それを理由に当該会議の会議録が非公開となるものではなく、また、その存否を答えるだけで保護されるべき利益が公開した場合と同様に害されるとは認められない。よって、会議が非公開である趣旨を損なわない範囲で、改めて公開決定等を行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月20日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月4日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年2月25日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年4月14日 補充説明書の受理
- ⑥ 令和4年5月9日 補充意見書の受理
- ⑦ 令和4年6月10日 審議
- ⑧ 令和4年8月25日 審議
- ⑨ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長

西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	